

第17回公安委員会定例会開催状況

1 開催日時

令和8年7月9日（木）13時10分～15時25分

2 決裁事項

(1) 免許の取消し等

警察本部から、免許の取消し等について報告を受け、決裁した。

3 報告事項

(1) 令和8年駐在所勤務者の配偶者に対する表彰受賞者の決定

警察本部から

○ 本賞は、多年にわたり駐在所において勤務者と共に生活し、警察業務を支えてきた配偶者に対して感謝状を贈呈するものであり、昭和49年の県警察発足20周年を機に創設され、これまで286人が受賞してきた。

○ 通算同居年数の審査基準を

- ・ 金賞が30年以上
- ・ 銀賞が20年
- ・ 銅賞が10年

としている。

○ 本年の受賞者は、銀賞2人、銅賞5人である。

○ 7月23日に警察本部長室において、感謝状等を贈呈する予定である。

旨の報告を受けた。

委員長が

「多年にわたり地域の安全・安心を支えていただいたことに深く感謝申し上げます。今後とも健康に御留意され、警察業務を支えていただくことをお願い申し上げます。」

旨を発言した。

(2) 令和8年上半期の交通事故発生状況

警察本部から

○ 暫定値で上半期の総事故件数は2万4,880件と、前年同期比732件増加、そのうち人身事故は2,332件と、前年同期比29件増加した。

○ 上半期の交通事故による死者は25人と、前年同期比7人増加、人口10万人当たりの死者数は1.37人となり、全国33位であった。

○ 上半期の分析結果として、車両の一方的過失による死亡事故が12件で、四輪乗車中の死者12人のうち5人がシートベルト非着用、歩行中の死者8人のうち7人が夜間時間帯における被害で、コンビニ付近を横断中の歩行者が4人、自転車に関係する人身事故は464件で、前年同期比66件減少、過去5年平均比42

件減少となっている。

○ 下半期の主な取組方針として、

- ・ 全席シートベルト着用の促進
- ・ 速度に起因する交通事故の防止
- ・ 歩行者保護対策の強化
- ・ 夜光反射材着用の推進
- ・ 自転車の基本的交通ルールの周知

を行っていく。

旨の報告を受けた。

委員が

「交通事故発生状況を分析し、限られた人員を効率的に運用して、事故件数を減少させていく必要がある。セーフティポリスの効果的活用、県民への具体的な声掛け等を行い、年間目標の達成をお願いしたい。」

「自転車事故件数の減少は、法改正による反則通告制度の導入で県民の規範意識が高まったからだと考える。総事故件数の減少には、更なる規範意識向上が必要と考えるため、緊急事態を宣言するとともに、事故原因に直結する違反の検挙を推進することも広報し、県民の規範意識向上を図る取組を検討いただきたい。」

旨を発言した。

(3) 自動車運転死傷処罰法等の改正

警察本部から

○ 現行の「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（自動車運転死傷処罰法）」では、重大な死傷事犯となる危険性及び悪質性が典型的に極めて高い運転行為を行い、その結果、人を死傷させた者を危険運転致死傷罪として重い法定刑により処罰することとしているが、構成要件が曖昧であったことから、数値基準を導入し、適用対象を明確にするなどの改正がなされた。

○ 改正の概要は、

- ・ 飲酒は、呼気1リットルにつき0.5ミリグラム以上のアルコールを保有する状態その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態
- ・ 高速度は、重大な交通の危険回避が著しく困難な速度
一般道路（最高速度60キロメートル毎時以下の道路）は、+50
キロメートル毎時以上
高速道路等（最高速度60キロメートル毎時超の道路）は、+60
キロメートル毎時以上
- ・ ドリフト等は、殊更にタイヤを滑らせたり浮かせたりして進行制御が困難な状態で走行

である。

○ 道路交通法も一部改正となり、人身交通事故以外の飲酒運転についても、呼気1リットルにつき0.5ミリグラム以上のアルコールを保有する状態その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態であれば、酒酔い運転となる。

○ 施行日は令和8年7月21日である。

旨の報告を受けた。

委員が

「マスコミを通じて法律改正の広報を行う際、その背景となった事故を併せて広報することで、より県民に浸透させることができると考える。」

「酒酔い運転の基準が明確化されたことで、飲酒運転の危険性を十分に認識されていない方の意識を変えさせることができ、抑止効果にもつながると考えるため、取締りにも力を入れていただきたい。」

旨を発言した。

(4) 国費整備ドローンの利活用状況

警察本部から

- 国費で整備されたドローンの警察活動への利活用状況について、昨夏以降の取りまとめを実施した。
- これまで、各種事案への対応や訓練等で計7回の利活用があった。
- 今後も、県警察を挙げた積極的な利活用に配慮する。

旨の報告を受けた。

委員が

「ドローンの効果的活用により、合理化、効率化される警察業務があると考え、積極的な推進をお願いするとともに、効果的活用を行うための人材育成にも力を入れていただきたい。」

旨を発言した。

(5) 非違行為

警察本部から、非違行為について報告を受けた。

(6) 国家賠償請求事件の終結

警察本部から、国家賠償請求事件の終結について報告を受けた。

(7) 似顔絵作成講習会の開催

警察本部から、似顔絵作成講習会の開催について報告を受けた。

(8) 令和8年6月中の公安条例許可状況

警察本部から、令和8年6月中の公安条例許可状況について報告を受けた。

4 次回公安委員会

令和8年7月16日（木）13時30分から開催予定